

就労継続支援事業 B 型  
【重要事項説明書】

ビストロ向日葵

## 1. 事業所の概要

### (1) 指定番号およびサービス提供地区

事業所名	ビストロ向日葵
事業所の種類・番号	就労継続支援 B 型 事業所番号 2510600980
所在地	草津市東草津 3 丁目 5-25
電話番号	077-598-6166

### (2) 職員体制

		業務内容
管理者	北川 孝	従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
サービス管理責任者	北川 孝	個別支援計画の策定や評価、及びサービス提供プロセス全般の管理を行う。
職業指導員	2 名以上	就労継続支援 B 型計画に基づき、職業指導を行う。
生活支援員	2 名以上	就労継続支援 B 型計画に基づき、指定就労継続支援 B 型のサービス提供を行う。

### (3) サービスの目的・運営方針

目的	利用者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの個性を理解し、就労の機会を提供するとともに、活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とします。
運営方針	就労継続支援 B 型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、就労継続支援 B 型の提供が浸然かつ画一的なものとならないよう配慮して支援を行います。

### (4) 営業時間

利用時間	月曜日～金曜日 : 9 時～15 時
定休日	土曜日、日曜日、祝休日、年末年始は除く

## 2. 就労継続支援 B 型計画の作成からサービス提供までの流れと主な内容

- (1) サービス管理責任者は就労継続支援 B 型計画の作成に関する業務を担当します。
- (2) 就労継続支援 B 型計画の作成にあたっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を把握します。
- (3) 前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては利用者に面接して行います。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとします。
- (4) サービス管理責任者はアセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する

意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、指定就労継続支援 B 型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援 B 型計画の原案を作成します。この場合は、当該事業所が提供する指定就労継続支援 B 型計画以外の福祉サービス等の利用も含めて就労継続支援 B 型計画に位置付けるように努めます。

- (5) サービス管理責任者は就労継続支援 B 型計画を作成した際には、当該就労継続支援 B 型計画を利用者に交付します。
- (6) サービス管理責任者は、就労継続支援 B 型計画の作成後、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上定期的に、就労継続支援 B 型計画の実施状況の把握（利用者についての継続アセスメントを含む）を行い、必要に応じて就労継続支援 B 型計画の変更を行います。
- (7) 前項に規定する実地状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、利用者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行うものとします。
  - ① 定期的に利用者に面接を行います。
  - ② 定期的にモニタリングの結果を記録します。
- (8) 事業者は、就労継続支援 B 型計画に沿って、求職活動、職場実習、障害者の態様に応じた多様な委託訓練等の施設外支援の実施に努めます。

また、利用者の心身の状況や意向・適正・障害特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて個別支援計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。

### 3. 利用料（利用者負担額）

事業者は指定就労継続支援 B 型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援 B 型に係る利用者負担の支払を受けるものとします。

### 4. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、指定就労継続支援 B 型の提供により事故が発生した場合には、滋賀県、当該市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った全ての処置について、記録するものとします。
- (3) 事業者は、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

### 5. 苦情及び身体拘束・虐待防止に関する事項

- ① 身体拘束、虐待防止に関する責任者の選定をしています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 法人内で身体拘束・虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会と研修を実施した上で従業員へ周知します。
- ⑤ 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

## 6. 個人情報の保護

- ① 事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報（受給者証、基本情報、記録票などサービスに関わる全ての書類）については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、鍵付き書庫に保管するものとする。
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- ③ 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ 事業所は他の指定障害福祉サービス事業に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

要望・苦情など申立先 当事業所利用相談窓口

- ・窓口担当者： 北川 孝
- ・利用時間： 9：00～15：00
- ・電話番号： 077-598-6166 FAX： 077-572-6205

担当者が不在の場合、事業所までお申し出てください。

草津市健康福祉部障害福祉課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話番号：077-561-2363

月曜日～金曜日 午前8：40～17：25（祝休日・年末年始は除く）

①苦情受付機関	草津市障害福祉課	077-561-2363
	栗東市障がい福祉課	077-551-0113
	守山市健康福祉部障害自立支援課	077-582-1168
	大津市福祉子ども部障害福祉課	077-528-2745
	野洲市障がい者自立支援課	077-587-6087
	滋賀県国民健康保険団体連合会	077-522-2652
② 滋賀県運営適正化委員 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138	県立長寿福祉センター内 受付時間 月から金 9時～17時	077-567-4107

滋賀県国保連合会

〒520-0043 大津市中央4丁目5番9号

電話番号 : 077-522-2651

協力医療機関：社会医療法人 誠光会 淡海医療センター

〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町1660

電話番号： 077-563-8866

#### 7. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

#### 8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する就労継続支援サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

上記重要事項を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

ビストロ向日葵の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

**管理者**

合同会社ふくろう ビストロ向日葵  
北川 孝

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ビストロ向日葵の利用開始に同意しました。

氏名

印

利用者住所